

非住宅に係るBELS評価料金

表1

①【モデル建物法（小規模版を含む）】 単位：円、税込

面積（㎡）	A種	B種	C種
0～ 100未満	110,000 × N	73,700 × N	55,000 × N
100～ 300未満	132,000 × N	88,000 × N	66,000 × N
300～ 500未満	145,200 × N	96,800 × N	72,600 × N
500～ 1,000未満	180,400 × N	108,900 × N	85,800 × N
1,000～ 2,000未満	216,700 × N	121,000 × N	96,800 × N
2,000～ 3,000未満	240,900 × N	145,200 × N	121,000 × N
3,000～ 4,000未満	277,200 × N	180,400 × N	145,200 × N
4,000～ 5,000未満	313,500 × N	216,700 × N	169,400 × N
5,000～10,000未満	361,900 × N	266,200 × N	205,700 × N

※1 A種：ホテル・病院・集会所・福祉施設等、B種：事務所・物販店、学校、飲食店等、C種：工場等

※2 N：使用するモデル数に応じて乗ずる係数（1.0、1.1、1.2、1.3、1.4、1.5）

②【標準入力法】 単位：円、税込

面積（㎡）	A種	B種	C種
0～ 100未満	182,600	137,500	110,000
100～ 300未満	220,000	165,000	132,000
300～ 500未満	240,900	180,400	145,200
500～ 1,000未満	301,400	205,700	169,400
1,000～ 2,000未満	361,900	240,900	193,600
2,000～ 3,000未満	422,400	290,400	240,900
3,000～ 4,000未満	481,800	337,700	277,200
4,000～ 5,000未満	542,300	398,200	313,500
5,000～10,000未満	628,100	481,800	361,900

※1 A種：ホテル・病院・集会所・福祉施設等、B種：事務所・物販店、学校、飲食店等、C種：工場等

※2 外皮性能の審査を追加して行うときは、表1②において適用される料金の10分の1の額を加算

(1) 併願申請

- ① 次の条件の全てに該当する場合は、表1の料金によらず、一律38,500円とする。
- ・センターの定める方法により併願申請対象業務の申請が申告されていること
 - ・併願申請対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること
 - ・本業務の申請内容が併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容（本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容で再計算したものを含む。）であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること
- ② 次に該当する場合にはそれぞれに記載の額を加算する。
- ・標準入力法を使用し、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、表1②の料金の10分の1の額
 - ・本業務の申請において、新たに太陽光発電設備の設置を考慮して同一の計算プログラムで再計算した場合には11,000円

(2) 計画変更

- 計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る）に応じて表1から算定される料金の10分の6の額。ただし、次のいずれかに該当する場合は、表1の料金を適用する。
- ・センターが評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から1年を経過した場合
 - ・モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
 - ・併願申請が適用された物件で、計画変更の申請において併願申請を適用せずに申請する場合

住宅に係るBELS評価料金

表2

単位：円、税込

	種別	料金	
一戸建ての住宅	単独申請	44,000	
	併願申請	16,500	
共同住宅等	単独申請	基本料金+住戸数×戸当たり料金 ・基本料金 132,000 ・戸当たり料金 3,300	
		基本料金+住戸数×戸当たり料金 ・基本料金 66,000 ・戸当たり料金 1,650	
	共用部を含めて評価を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金を加算		
	単独申請	100戸以下	132,000
		101戸以上	$132,000 + (N-100) \times 550$ N：対象となる建築物の住戸数
	併願申請	100戸以下	66,000
101戸以上		$66,000 + (N-100) \times 275$ N：対象となる建築物の住戸数	

(1) 併願申請

- ① 併願申請の料金は次の条件の全てに該当する場合に適用する。
- ・センターの定める方法により併願申請対象業務の申請が申告されていること
 - ・併願申請対象業務の申請が本業務の申請より前、又は同日に行われていること
 - ・本業務の申請内容が併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算内容（本業務の申請時点で国立研究開発法人建築研究所のHPに公開されている計算プログラムを利用して同一の入力内容で再計算したものを含む。）であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること
- ② 共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金のみ併願申請の料金とし、共用部料金は単独申請で示す規模等に応じて適用される料金とする。

(2) 計画変更

- 計画変更の評価料金は、当初の申請において単独申請の料金が適用された場合は、単独申請の料金の10分の5の額とし、併願申請の料金が適用された場合は、併願申請の料金とする。なお、共同住宅等にあつては変更後の住戸数に応じて算定する。ただし、次の場合は表2の単独申請の料金を適用する。
- ・センターが評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から1年を経過した場合
 - ・モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
 - ・併願申請が適用された物件で、計画変更の申請において併願申請を適用せずに申請する場合

(3) 複合建築物

- ・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については表1、住宅部分については表2により算定される料金の合計額とする。
- ・評価の対象となる範囲が非住宅部分と住宅部分のいずれか一方である場合にあつては、対象となる部分の用途に応じ、表1又は表2により算定される額とする。
- ・計画変更において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあつては、変更があつた部分に係る変更の料金を適用する。